平成２９年（フ）第３２１号
千葉県市川市八幡１丁目５番12号　（マリーンヴィラ201号）
債務者　松本　隆夫
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３３号
千葉県船橋市田喜野井４丁目29番２棟302号
債務者　篠崎　美里
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９０号
千葉県浦安市今川４丁目３番25号　ｄｏｍａ・ｄｅｓｐｅｒａｔａ（101）
債務者　小林　秀匡
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０２号
千葉県習志野市鷺沼３丁目１番10号　田川ハイツ202号
債務者　嬉野　　雅
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
新潟市西区小針西１丁目９番20号　小針ケ丘住宅14号
債務者　山田　辰男
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３６号
新潟市中央区姥ケ山２丁目24番22号
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５１号
新潟県五泉市村松甲6393番地１
債務者　高岡　活志
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
山梨県南アルプス市小笠原572番地７　オークランドⅠ201、前住所静岡県静岡市駿河区栗原２番32号　ノーブルＡ101号
債務者　渡邊　麻妃（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
山梨県南アルプス市百々2155－３　グリーンハイツ白根　716号室、住民票上の住所山梨県韮崎市龍岡町下條東割625番地９
債務者　山崎　拓真
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
山梨県南アルプス市有野3551番地１
債務者　中込　　秀
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
三重県津市高茶屋小森町1007番地16　ツインスカイコートＡ101
債務者　佐藤　友恵（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９号
三重県津市片田新町106番地15、前住所三重県津市久居射場町75番地　セジュールＩＢＡ201
債務者　宮下　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９４号
三重県津市藤方2538番地　東
債務者　伊藤　朱美（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８４号
兵庫県伊丹市中央４丁目６番４号　中尾ハイツ103号、前住所兵庫県伊丹市南本町２丁目１番２号
債務者　中野　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目150番地３　メゾン・ド・ＫＹ西飾磨103号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目12番地２
債務者　田中　通子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０２号
奈良県桜井市大字上之庄565番地　Ｂ－105
債務者　野崎　一男（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
奈良地方裁判所